

推進委員会の目的と役割について

まず・・・

■ 地域福祉計画とは

地域住民の最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする。

■ 計画の特徴

単に行政が行う施策を示すだけでなく、住民が地域で暮らしていくために「何が必要で、何をしなければならないのか」、「それを誰が行っていくか」、「それぞれの役割分担をどうしていくか、それぞれの連携をどう図っていくか」など、「地域で、それぞれが何をしていくか」をとりまとめていくことを目的としています。

従って、行政・社会福祉協議会等の関係機関はもとより、NPO法人・ボランティア関係者等社会福祉に携わる人たち、そして何よりも地域に住む住民が主体となって考え、実行していかなくてはいけない計画です。

そして、市町村がその道筋を示すことが「地域福祉計画の策定」であります。

■ 計画の位置づけ

- ・ 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村計画として位置づけられ、地域福祉を推進していく主役である市民や社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係の事業者、そして地域での取り組みや市の支援策についてまとめています。社会福祉法107条を、簡単に要約すると以下の3点になります。

1 「地域福祉計画」は、下記の3つの事項を盛り込まなければならないこと

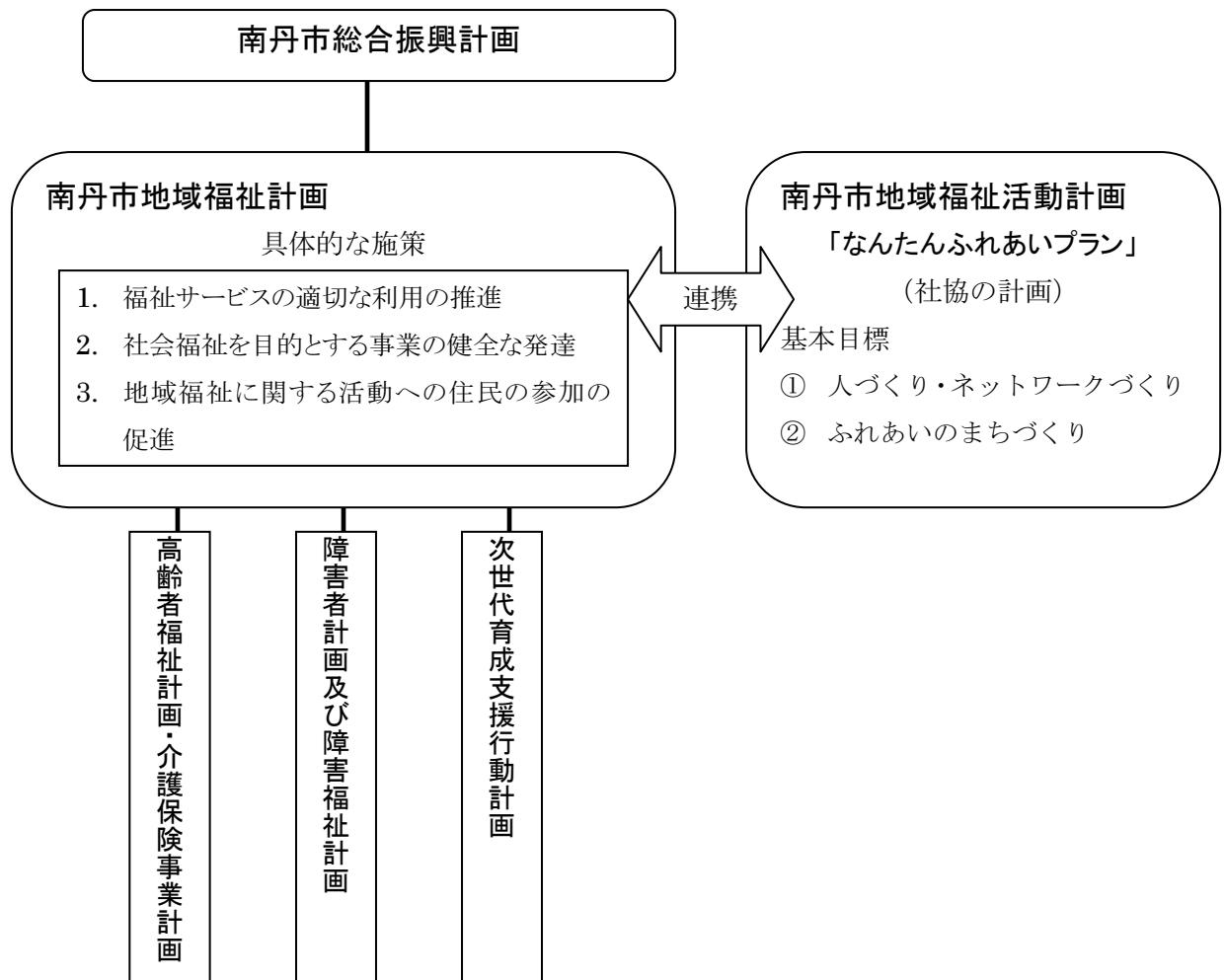
- ① 地域における福祉サービスの提供
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

2 市町村が「地域福祉計画」を策定(変更)するときは、住民等の意見を反映させるための方策を講じなければならないこと

3 「地域福祉計画」の内容は公表しなければならないこと

- ・ 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」(平成22年8月13日付け、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)において、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じることとなっている。

- 本計画は「南丹市総合振興計画」といった上位計画をはじめ、福祉の関連計画である「南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」を踏まえ、地域において総合的に推進するものです。



■ 計画の期間

平成 25 年度～平成 29 年度(5 年間)

平成 20 年 3 月に策定した南丹市地域福祉計画(計画期間:平成 20～24 年度)を、平成 24 年度に見直しを行います。

南丹市地域福祉計画推進委員会の目的と役割について

地域福祉計画推進委員会は、地域福祉計画の円滑な推進を図ることを目的としており、計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、推進のための方策について提言していくとともに、計画の見直しについても提言していく役割を担っている。

また、地域福祉を推進する上で中核的な役割を担っている南丹市社会福祉協議会と連携しながら計画を推進し、地域課題や地域福祉推進の方向性を共有化し、次期計画の策定につなげていく。

なお、この計画は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、保健、医療、教育、防災、防犯、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、広範にわたっています。そのため、行政内部の地域福祉に関連する分野間において、課題や情報の共有化を図ることを目的として設置する「庁内推進委員会」との連携を図りながら、計画の推進を図る。

(1) 委員の構成

計画を推進するために、学識経験者、市民組織代表者、社会福祉関係者、警察消防関係者、行政関係職員によって構成する。

なお、平成 25 年 3 月 31 日までを任期とする。

(2) 年次計画

